

## 社会福祉法人柏学園 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人柏学園（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）報酬
- (2) 非常勤役員等（常勤役員以外の者）報酬

### (常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 通勤手当については、職員給与規程第29条の規定に準じる額
- 2 非常勤役員等に対する報酬の額は、当該会議に出席した場合日額として10,000円を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

※ 報酬 毎月10日（職員給与規程第7条に準じる日）

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、職員給与規程に準じて支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、職員給与規程に準じて支給する。
- 3 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、職員給与規定に準じて支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

| 役職名 | 報酬の額        |
|-----|-------------|
| 理事長 | 月額 475,900円 |

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

| 区 分                 | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席            | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

（2）理事

| 区 分                 | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 理事会への出席             | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

（3）監事

| 区 分                 | 日 額     |
|---------------------|---------|
| 理事会への出席             | 10,000円 |
| 監事監査等への出席           | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |